

3 賃 金 特 性 値 (就業形態：全て)

(円)

産 業	平均賃金	中位数	第1・4分位数	第1・10分位数	第1・20分位数
大計	1,357	1,192	980	900	890
地域別最低賃金適用産業	1,329	1,110	930	870	860
中計	1,341	1,175	980	890	888
地域別最低賃金適用 製造業 (E)	1,311	1,156	927	871	860
中計	1,511	1,440	1,053	930	880
地域別最低賃金適用 情報通信業のうち新聞業 (G413)及び出版業 (G414)	1,318	1,101	1,023	928	869
中計	1,388	1,239	976	900	890
地域別最低賃金適用 卸売, 小売業 (I)	1,406	1,162	920	864	860
中計	1,502	1,328	1,036	950	920
地域別最低賃金適用 学術研究, 専門・技術サービス業 (L)	1,668	1,589	1,272	1,025	952
中計	1,172	1,000	950	900	890
地域別最低賃金適用 宿泊業, 飲食サービス業 (M)	1,088	1,000	902	869	860
中計	1,276	1,200	930	900	890
地域別最低賃金適用 生活関連サービス業, 娯楽業 (N)	1,073	995	870	858	858
中計	1,476	1,255	1,055	950	909
地域別最低賃金適用 医療・福祉 (P)	1,419	1,216	1,030	936	900
中計	1,471	1,315	1,056	928	890
地域別最低賃金適用 サービス業 (他に分類されないもの) (R)	1,449	1,305	1,000	903	876

(注1) 中位数、第1・4分位数、第1・10分位数、第1・20分位数とは、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方から見て全体の2分の1の順位(中央)に当たる数値を中位数、同様に4分の1の順位に当たる数値を第1・4分位数、10分の1の順位に当たる数値を第1・10分位数、20分の1に当たる数値を第1・20分位数と呼ぶ。

(注2) 平均賃金、中位数、第1・4分位数、第1・10分位数、第1・20分位数は1時間あたりの賃金額である。